

各務原市地域公共交通会議事務局規程の一部改正について

各務原市地域公共交通会議事務局規程（平成 25 年 11 月 25 日議決）の一部を次のように改める。

第 3 条中 2 項中「産業文化部商工振興課長」を「産業活力部商工振興課長」に改める。

第 3 条中 3 項中「産業文化部商工振興課長」を「産業活力部商工振興課長」に改める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。